

2012年8月24日

松山市長 野志克仁 様

伊方原発をとめる会  
事務局長 草薙順一

## 公開質問書

伊方原発で福島原発のような事故が起こった際に、放射性物質が松山市に到達するかどうか、及び「原子力防災」等について松山市議会で議論がなされています。また、6月市議会の答弁で、「愛媛県が公開している様々な仮想のスピーディ予測を参考に」したとの報道もなされています。

については、これらに関し、以下の点を質問いたします。

- ① 3月議会ならびに6月議会での市の答弁は、放射性物質が「到達しない」ケースのみが強調されているように思われます。あらためて、伊方原発で福島第1原発事故のような重大事故が発生した場合、松山市に放射性物質は「到達しない」と判断しているのかどうかを明らかにしてください。
- ② 「愛媛県が公開している様々な仮想のスピーディ予測」とは、文科省の「環境防災Nネット」上の「愛媛県の仮想計算図形」を意味しているのでしょうか。そうであるならば、判断に用いた図の「年度と番号」を示してください。あるいは、それら以外のものであればその図を示してください。
- ③ 環境防災Nネットの「平成22年度 愛媛県（伊方発電所3号機）仮想計算図形」によると、南西の風によって、明らかに松山市方向に放射性物質が流れると見られる図があります。福島第1原発事故では、200km以上離れた場所においてさえ、汚染のホットスポットが存在していることを考慮すれば、放射性物質が「到達する」ことは濃厚なのではありませんか？ 防災と災害対策の議論には、このことこそ重要だと思いますが、これをあえて「到達しない」ケースに限って答弁させた意図をお示してください。
- ④ 放射性物質が「到達」する可能性があるのであれば、「原子力防災指針」に言う対象地域か否かに関わらず、原発事故による放射性物質に対する「原子力防災計画」や「原子力災害への対策」に着手すべきと考えます。これを行わないのは、基本的に「到達」の可能性がないとの判断に立つということなのでしょうか。あるいは、放射性物質が到達しても、「原子力防災指針」に示されない限りは、住民の生命・健康を守るための「原子力防災計画」や「原子力災害への対策」は必要が無いとの判断なのでしょうか？

以上4点について、市民の生命・財産に関わって重要かつ急がれる問題であることから、市長のご回答を下記宛て9月5日（水）までにいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

〒790-0003 松山市三番町5-2-3 ハヤシビル3F 伊方原発をとめる会 電話 089-948-9990